

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が整っていることの証明書

令和6年12月13日に開催した日高市地域公共交通協議会運賃協議部会において、下記事項に関し、協議が整ったことを証明する。

記

1. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
  - < 1 > 運賃
    - (1) 大人 : 200 円 (1 回の乗車につき)
    - (2) 小人 (小学生以下) : 100 円 (1 回の乗車につき)
  - < 2 > 運賃割引
    - (1) 未就学児  
無料
    - (2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳提示者とその介  
護人  
大人・小人運賃の半額
    - (3) 中学・高校・大学・専修・各種学校の学生・生徒のうち学生証提示者  
大人運賃の半額
2. 運賃を適用する路線または営業区域
  - ・ 武蔵高萩駅～高麗川団地第一折返場
  - ・ 高麗川団地第二折返場～高麗川駅西口
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件  
令和7年6月1日（予定）～
4. 運賃を定める一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名又は名称  
高麗川交通有限会社

令和6年12月13日  
日高市地域公共交通協議会運賃協議部会  
部会長 金子 昭